厚生労働省
北海道労働局

Press Release

厚生労働省北海道労働局発表
令和３年８月２０日

【担当】
厚生労働省
北海道労働局労働基準部安全課
課　　長　　八反田　健
主任安全専門官　　富塚　豊
電話：011-709-2311（内 3551）

木造家屋建築工事現場の６割に改善を指導

―道内１７労働基準監督署（支署）が一斉安全パトロールを実施―

北海道労働局（局長　上田（うえだ）　国士（くにお））では、木造家屋建築工事現場において、墜落、転落などの重篤な労働災害が発生していることから、７月 14 日（水）に道内１７労働基準監督署（支署）において木造家屋建築工事を行っている５９現場に対し、一斉安全パトロールを実施しましたので、その結果を公表します。

［パトロール結果の概要］

１　一斉安全パトロールを実施した５９現場のうち３５現場（５９．３％）で災害防止に関する改善指導を行いました（別添１参照）。

その主な内容としては、

①　足場に係る指導	５２現場中１８現場に指導	（３４．６％）
②　躯体工事に係る指導※	５０現場中２５現場に指導	（５０．０％）
③　電動丸のこ盤等に係る指導	５１現場中　９現場に指導	（１７．６％）
④　その他の指導	４２現場中　７現場に指導	（１６．７％）

※　躯体とは、建築物の強度に係わる柱、梁、壁面等のことをいう。

となっています。

２　北海道労働局では今後も、木造家屋建築工事現場での墜落、転落防止等に重点とした労働災害防止に取り組むこととしています。

【木造家屋建築工事における労働災害発生状況】（令和３年１月～令和３年７月末分）

死亡災害　１件（全産業割合３．８％）、死傷災害５６件（全産業との割合１．４％）

【死亡事例】

豚舎の庇部の取付工事のため、被災者はトラクター・ショベル（機体重量３．１ｔ）を運転して資材を搬入し、作業を終えて坂道を下りようとしたところ、重機が路肩を踏み外し運転していた重機とともに転落し、運転席外に投げ出されたことで重機の下敷きになり死亡したもの。

【添付資料】

別添１　令和３年全道一斉木造家屋建築工事パトロール結果

（道政記者クラブ・経済記者クラブに同時提供）

別添１

令和３年　全道一斉　木造家屋建築工事パトロール結果

北海道労働局労働基準部安全課

１　パトロールの実施について

（１）パトロールを実施した現場数　５９現場

改善指導実施　３５現場　５９．３％

改善指導なし　２４現場　４０．７％

（２）改善指導事項の内訳

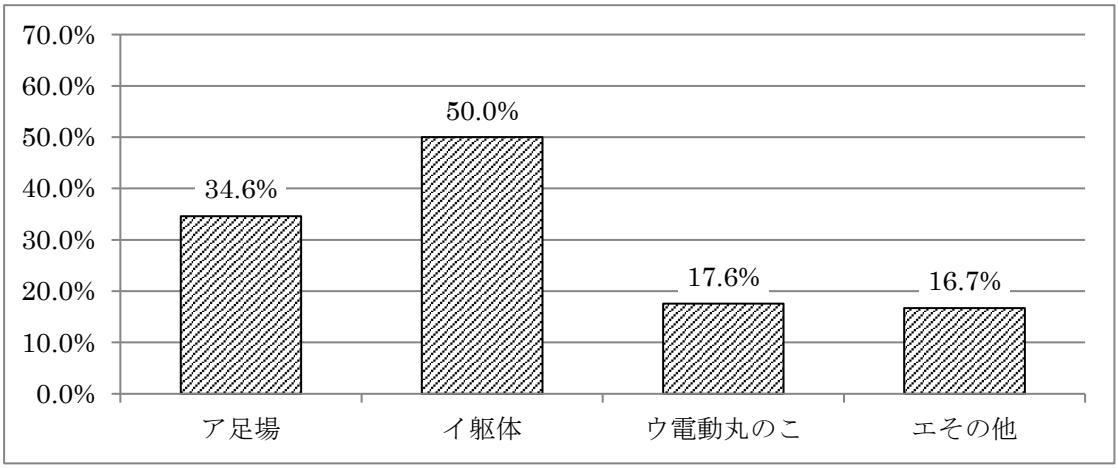

※　躯体とは、建築物の強度に係わる柱、梁、壁面等のことをいう。

改善指導事項	該当数／指摘数
ア　足場に係る指導（墜落防止措置等）	５２／１８
イ　躯体作業に係る指導（物の落下防止対策等）	５０／２５
ウ　電動丸のこ盤等に係る指導（安全カバー等）	５１／　９
エ　その他の指導（前記以外）	４２／　７

２　足場に関する指導について

（１）足場について

足場を設置していた現場数　５２現場

改善指導を実施　１８現場　３４．６％

改善指導なし　３４現場　６５．４％

（２）足場組立て等作業主任者について

足場組立て等作業主任者の選任が必要な現場数　５２現場

足場組立て等作業主任者の選任　５２現場　１００．０％

足場組立て等作業主任者の未選任　０現場

足場組立て等作業主任者とは、
つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。以下同じ。)、張出し足場又は高さが５メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業における作業指揮等を行う者をいう。

（３）改善指導事項の内訳

※　足場を設置していた現場数　５２現場

※足場の例は別紙のとおり

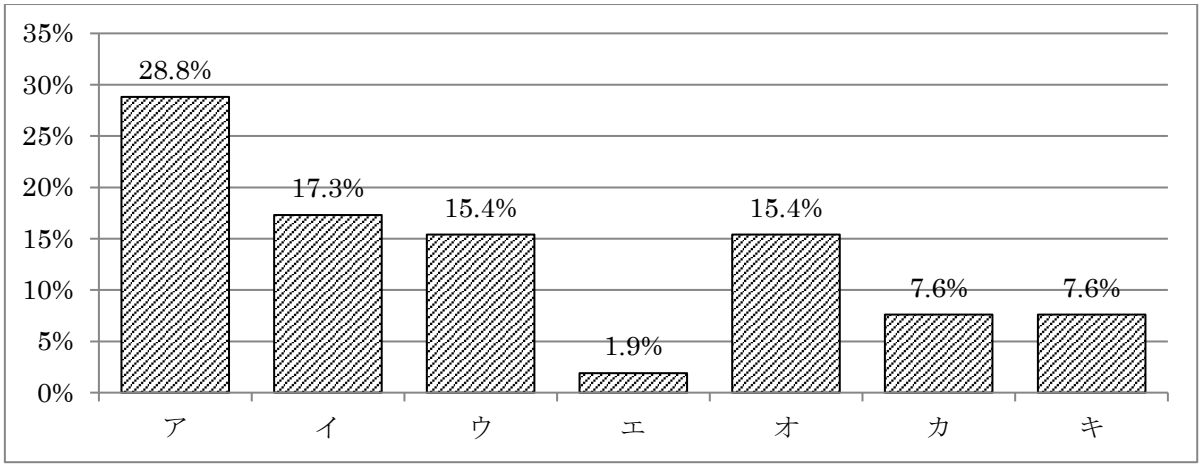

改善指導事項	該当数／指摘数
ア　墜落防止のための手すり及び中さん等の設置が不適切	５２／１５
イ　物体の落下防止のための幅木等の設置が必要	５２／　９
ウ　作業開始前の点検を実施していない	５２／　８
エ　安全な昇降設備が設置されていない	５２／　１
オ　足場の最大積載荷重の表示がされていない	５２／　８
カ　足場の組み立て等作業主任者の職務・氏名の周知が不十分	５２／　４
キ　滑動防止のための根がらみの設置、ベース金具の固定等が不適切	５２／　４

３　躯体作業に係る指導について

（１）躯体の造作

躯体の造作現場数　５０現場

改善指導を実施　２５現場　５０．０％

改善指導なし　２５現場　５０．０％

躯体とは
　建築物の強度に係わる柱、梁、壁面等のことをいう。

（２）木造建築物の組立て等作業主任者

木造建築物の組立て等作業主任者の選任が必要な現場数　４５現場

作業主任者について改善指導が必要　３現場　６．７％

作業主任者について改善指導なし　４２現場　９３．３％

木造建築物の組立て等作業主任者とは
　建築基準法施行令(昭和２５年政令第３３８号)第２条第１項第７号に規定する、軒の高さが５メートル以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業をいう。

（３）改善指導事項の内訳

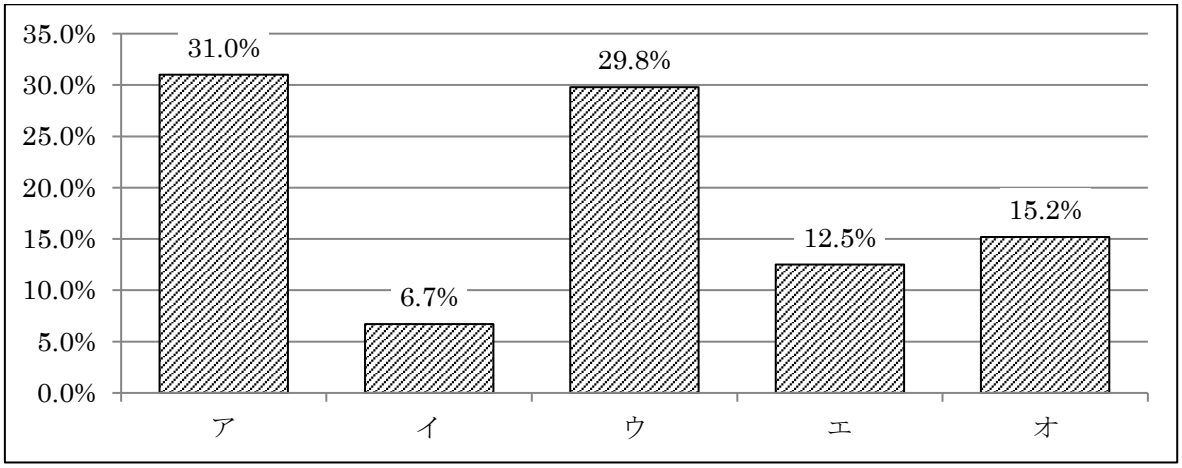

改善指導事項	該当数／指摘数
ア　木造建築物の組立て等作業主任者の職務・氏名の周知が不十分	４５／１４
イ　木造建築物の組立て等作業主任者の職務を実施していない	４５／　３
ウ　内側への墜落を防止するための防網の設置、安全帯の使用等が不適切	４７／１４
エ　安全な昇降設備が設置されていない	４８／　６
オ　外側への墜落を防止するための措置が不適切	４６／　７

４　電動丸のこ盤等に係る指導について（該当数／不適切数）

（１）電動丸のこ盤等

電動丸のこ盤等の使用現場数　５１現場

電動丸のこ盤等の使用が適切　４２現場　８２．４％

電動丸のこ盤等の使用が不適切　９現場　１７．６％

（２）改善指導事項の内訳

ア　手持ち式電動丸のこのカバーが不備　（５１／　５）　９．８％

イ　電路の途中に有効な漏電遮断器が設置されていない　（５１／　３）　５．９％

ウ　手持ち式電動式丸のこを使用する場合に、材を安定させるための作業台等を使用していない　（５１／　１）　２．０％

５　その他の指導について（該当数／不適切数）

（１）その他の指導事項

その他の指導事項対象現場数　４２現場

（２）改善指導事項の内訳

ア　傾斜した屋根上で作業する場合の滑落防止が不適切　（２７／　２）　７．４％

イ　内部造作作業に用いる脚立足場等の転倒・転落防止措置が不適切　（４２／　７）　１６．７％

別紙

【木造家屋建築工事現場で用いられる足場の例】

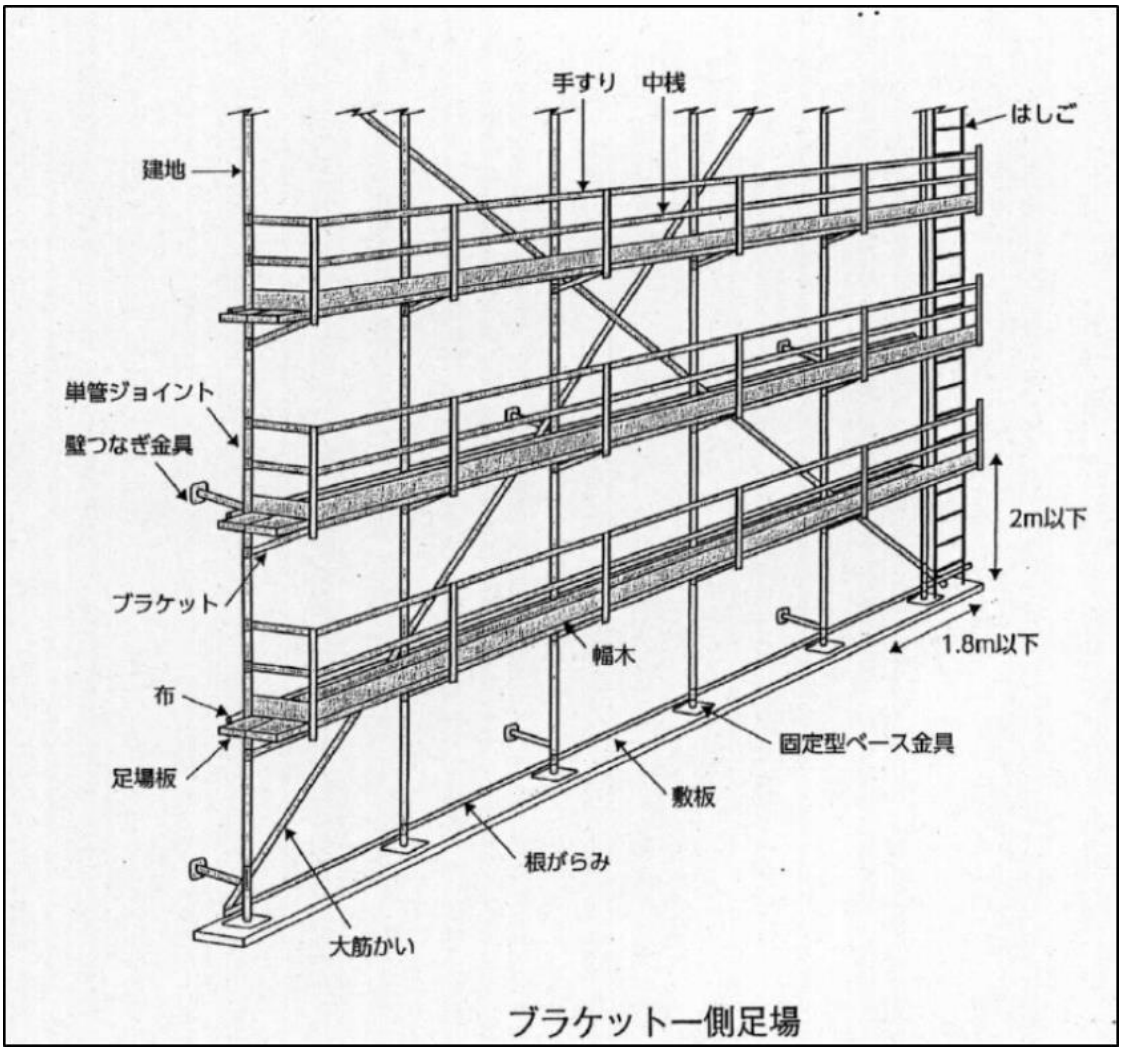

ブラケット一側足場